

6月のごみ収集日について（お知らせ）

6月のごみ収集日程は、下記のとおりとなっておりますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆6月のごみ収集日予定表（日付は6月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	6日(火)	5日(月)	2日(金)	1日(木)	2日(金)	5日(月)	7日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	13日(火)	12日(月)	9日(金) 30日(金)	8日(木) 29日(木)	9日(金) 30日(金)	12日(月)	14日(水)
缶 (第3・第5曜日)	20日(火)	19日(月)	16日(金) 30日(金)	15日(木) 29日(木)	16日(金) 30日(金)	19日(月)	21日(水)
プラスチック (第3曜日)	20日(火)	19日(月)	16日(金)	15日(木)	16日(金)	19日(月)	21日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	27日(火)	26日(月)	23日(金)	22日(木)	23日(金)	26日(月)	28日(水)
紙 類	火	月	金	木	金	月	水
	6・13・ 20・27	5・12・ 19・26	2・9・16・ 23・30	1・8・15・ 22・29	2・9・16・ 23・30	5・12・ 19・26	7・14・ 21・28
もやせるごみ	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
	2・6・9・ 13・16・ 20・23・ 27・30	1・5・8・12・15・19・22・ 26・29		1・5・7・8・12・ 14・15・19・21・ 22・26・28・29		2・6・7・9・ 13・14・16・ 20・21・23・ 27・28・30	

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。
- ◎スプレー缶や使い捨てガスのライターのごみの出し方について
次のことをきちんと守ってごみ出しをしてください。
★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切ること。②必ず穴を開けること（風通しの良い所で）。
★ガスライターは、ガスを使い切ること。

◎事業系のごみの排出についてお願い

普段より、ごみの分別にご協力いただきありがとうございます。最近、集積所に飲食店などのものと思われる「びん」などが排出される事案が発生しています。事業活動により生じるごみは集積所に出すことはできません。集積所は市民の皆様の生活で生じたごみだけを出すことができます。事業者の方は一般廃棄物処理業許可業者と契約していただきますようお願いいたします。
なお、一般廃棄物処理業許可業者の一覧は「ごみの分別・出し方ガイドブック」に記載しています。

●狂犬病予防注射（追加）の実施について

市では、毎年4月に狂犬病予防注射を実施していますが、まだ飼い犬の予防注射を受けていない方は、回覧チラシをご覧の上、最寄りの会場で接種させていただきます（6月22日（木）に各公民館を巡回して実施します）。
また、①登録犬が死亡したとき、②飼い主の氏名や住所などが変更になったときは、市に届け出が必要になります。当日受け付けもできますので、手続きくださいますようお願いいたします。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時 6月8日（木）、29日（木） 11:00～11:30（時間厳守）
- 場所 健康センター前

（注意事項）犬を登録している方は、鑑札（小判形）を持参してください（保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります）。猫の場合は、必ず麻袋（土のう袋は不可）など丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

国保税が変わりました

地方税法の改正により、国民健康保険税が次のように変わりましたので、お知らせします。

①一世帯当たりの「介護納付金」の課税限度額が8万円から9万円に変更されました。

②65歳以上の公的年金受給者の方については、公的年金控除の縮小に伴う激変緩和措置として、平成18年度と19年度に公的年金等特別控除が適用されます（平成18年度は13万円、19年度は7万円）。

■国民健康保険税の2割軽減申請
国民健康保険税は、所得割額、資産割額、均等割額（1人当たりの額）および平等割額（1世帯当たりの額）の合計額が1年間に納める税額になります。

そのうち、均等割額と平等割額が軽減の対象となります。軽減基準は、次表のとおりです。

2割	5割	7割	軽減の割合
納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が33万円以下（35万円×被保険者数）以下	納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が33万円を超え50万円以下（24万円×被保険者数）以下	納税義務者および国保加入者の前年中の合計所得額が50万円以上	国の示す軽減基準額など
申請必要	申請不要	申請不要	

制度改正により児童扶養手当・特別障害者手当などの支給額が減額になりました

●児童扶養手当当月額
児童1人につき41,720円
※第2子に係る加算額は5,000円、第3子以降は3,000円で変更ありません。なお、一部制限額は月額41,710円（9,850円）となります。

●特別児童扶養手当当月額（障害児一人当たり）
（1級）50,750円
（2級）33,800円

●障害児福祉手当当月額 14,380円
●特別障害者手当当月額 26,440円
●経過福祉手当当月額 14,380円
※支払月はこれまでと同様です。

☎福祉事務所社会福祉係
☎22-1400

電話加入権を公売します

●日時 6月30日（金）10時

●場所 市庁舎3階第3会議室

●参加資格 個人・法人を問わず原則どなたでも参加できます。

●公売方法 入札

●当日持参する物 印鑑（法人の場合は代表者印）、委任状（代理人の場合）、買い受け代金

※都合により中止する場合がありますので、公売日の前日に収納管理室まで電話にてお問い合わせください。

☎収納管理室 ☎22-1313

歩行者の安全を守るため、3月より「歩車分離式」になりました

右左折車両による事故を防止して歩行者の安全を守るため、3月より「歩車分離式」となりました。「歩車分離式」とは、交差点において、歩行者と車両が通行できる時間帯を分離する方式です。交差点では、運転者は車両用信号を、歩行者は歩行者用信号をよく確認して通過ください。よろしくお願いします。

☎白石警察署 ☎25-2138
☎生活環境課 ☎22-1314

—— 思いやりのある良質で信頼される医療を目指して ——

公立刈田総合病院紹介



☎公立刈田総合病院 ☎25-2145

当院で働くスタッフを通して刈田病院の今をご紹介します。第2回目は看護部の山内上席看護部長です。

思いやりのある看護を目指して

今春から、刈田病院の看護部責任者として勤務することになりました山内です。



私は、小さいころに入院し、親元を離れて寂しい気持ちでいるときに、優しく接してくれた看護師さんの姿を見て、自分の将来の夢を描き看護師を目指しました。

人は病気になると突然に、当たり前な日常のことができなくなります。不安で混乱

しているときに、支援を受け導いてもらうことで、現状を受け止め前へ進むことができます。私たち看護師はこのことを十分理解し、思いやりを持って看護を行うことが大切と考えています。

患者様が、病院を訪れたときから帰るときまでの間に、対応するすべての医療スタッフ一人一人が思いやりを持って対応できる病院づくりを目指しています。また、健康に関する小さなことでも構いませんので、一人で悩まず、気軽に受診していただけたらと思っています。

